

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年11月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 〃 関東信越（東京）（受）第 2400052 号
厚生局事案番号 〃 関東信越（東京）（国）第 2400035 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から平成元年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 5 月まで

私と夫は、平成 3 年 4 月以降に A 社会保険事務所（当時）において、私の国民年金第 3 号被保険者届を提出した際に、同事務所の担当者から過去 5 年分の国民年金保険料を納付すれば、20 歳に遡って納付済期間とする旨の説明を受けた。5 年分の国民年金保険料は、私又は夫が自宅に届いた納付書（60 枚）に現金を添えて毎月、金融機関の窓口にて納付し、36 歳時（平成 7 年若しくは平成 8 年）に完納した。納付した 5 年分のうち、請求期間が未納となっているので、当該期間を調査の上、国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 3 年 4 月以降に、A 社会保険事務所において、請求者の国民年金第 3 号被保険者届を提出し、同事務所から請求期間を含む過去 5 年分（昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで）の納付書が送付されてきたため、請求者又は請求者の夫が当該納付書により、毎月、金融機関にて納付した旨主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係るオンライン記録における 20 歳となった日（昭和 54 年 * 月 * 日）の入力処理日（平成 3 年 5 月 16 日）及び第 3 号被保険者資格取得年月日（平成 3 年 4 月 14 日）の入力処理日（平成 3 年 5 月 29 日）から、平成 3 年 5 月頃に行われたものと推認できる。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続が行われた平成 3 年 5 月頃から請求者が 5 年分の国民年金保険料を完納したと主張している時期（平成 7 年若しくは平成 8 年）までにおいて、5 年前に遡って国民年金保険料を納付できる制度は実施されていないことから、5 年分（60 枚）の納付書が送付されることはなく、平成 3 年 5 月時点において、請求期間のうち、昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできない。

また、請求者が請求期間当時から居住する B 市は、請求者の請求期間に係る納付状況を確認

できる資料を保管していない旨回答している。

さらに、請求者が5年分の国民年金保険料をC銀行の窓口で納付したと主張しているところ、同銀行における領収済通知書の調査が可能な期間は直近5年であることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索において、請求者に対して、国民年金手帳記号番号（*）とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 〇〇 関東信越（東京）（受）第2400771号
厚生局事案番号 〇〇 関東信越（東京）（厚）第2400078号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年5月25日から昭和20年8月31日まで

夫（訂正請求記録の対象者）は、請求期間に、海軍施設において陸軍又は海軍の「軍属」としての処遇を受けていたことから、請求期間を旧令共済組合員期間と認めて、厚生年金保険法附則第28条の2を適用し、厚生年金保険の被保険者期間とすべきである。

第3 判断の理由

- 1 前回の訂正請求（関東信越（東京）（厚）第1600108号）については、昭和18年3月1日から昭和21年8月1日までの請求期間に対して、平成28年6月30日付けで年金記録の一部（昭和21年2月1日から同年8月1日まで）を訂正とする関東信越厚生局長の決定が、以下の理由をもって通知されている。i）A社（請求期間当時は、B社）から提出された人事台帳、在籍証明書、社員配置表及び同僚の証言により、訂正請求記録の対象者は、昭和21年2月1日から同年8月1日までの期間にB社C支店に勤務していたことが確認できること、ii）社員配置表により訂正請求記録の対象者と同じ配属先であった同僚の厚生年金保険被保険者記録から、訂正請求記録の対象者について、昭和21年2月1日から同年8月1日までの期間に給与から厚生年金保険料が控除されない特段の事情は見当たらないこと、などから記録を訂正する。また、その余の期間については、iii）健康保険労働者年金保険被保険者名簿に訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらないこと、iv）昭和19年1月分及び同年10月分の店員配置表により、訂正請求記録の対象者と同じ方面に配置された同僚は、B社及び同社C支店に係る被保険者名簿に氏名が

確認できず、連絡先も不明であること、v) A社は、請求期間当時の労働者年金保険及び厚生年金保険に関する資料を保存していないこと、vi) 請求期間当時の労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、などから不訂正とする。

2 上記1の決定から、今回の訂正請求において、請求者は、訂正請求記録の対象者が、請求期間に、海軍施設において陸軍又は海軍の「軍属」としての処遇を受けていたことから、請求期間を旧令共済組合員期間と認めて、厚生年金保険法附則第28条の2を適用し、厚生年金保険の被保険者期間とすべきである旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

厚生年金保険法附則第28条の2本文によると、第1号厚生年金被保険者期間が1年以上である者について、旧陸海軍等の共済組合（旧令共済）の組合員であった期間であって政令で定める期間のうち昭和17年6月から昭和20年8月までの期間がある場合においては、当該期間は、その者の老齢又は死亡に関し支給する保険給付については、坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者であった期間とみなすとされていることから、訂正請求記録の対象者が請求期間において、当該共済組合の組合員であったか否かについて確認することとなる。

これについて、旧陸海軍に関する人事資料等を所管する厚生労働省社会・援護局援護・業務課は、令和5年3月31日付けで日本年金機構に対し、訂正請求記録の対象者の旧海軍軍属及び陸軍軍属としての在籍は確認できない旨の回答をしているほか、日本年金機構は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の旧令共済組合員の記録はないと回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者が請求期間において、旧海軍軍属及び陸軍軍属としての在籍並びに旧令共済組合の組合員であったことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者期間とみなすことはできない。